

第 6 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成31年2月26日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成31年2月26日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時49分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第8号 平成30年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 平成30年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第21号 平成30年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町負担金(地方財政法関係)について

議案第23号 工事請負契約の締結について

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第25号 工事請負契約の変更について

議案第26号 工事請負契約の変更について

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

報告第4号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告事項

①新規就農者の状況について

出席委員(8人)

委員長 緒方 勇 二
副委員長 松村 秀 逸
委員 西岡 勝 成
委員 吉永 和 世
委員 淵上 陽 一
委員 磯田 毅
委員 西山 宗 孝
委員 中村 亮 彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長	福島 誠 治
政策審議監	竹内 信義
生産経営局長	山下 浩 次
農村振興局長	西森 英 敏
森林局長	三原 義 之
水産局長	木村 武 志
農林水産政策課長	千田 真 寿
団体支援課長	杉山 正 三
流通アグリビジネス課長	井上 克 浩
農業技術課長	酒瀬川 美 鈴
農産園芸課長	大島 深
政策監	後藤 雅 彦
首席審議員兼畜産課長	中村 秀 朗
農地・担い手支援課長	下田 安 幸
農村計画課長	渡邊 泰 浩
農地整備課長	福島 理 仁
むらづくり課長	久保田 修
技術管理課長	今田 久仁生
森林整備課長	松木 聡
林業振興課長	入口 政 明
森林保全課長	古賀 英 雄
水産振興課長	山田 雅 章
漁港漁場整備課長	菰田 武 志
農業研究センター所長	川口 卓 也

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣 文 輝
政務調査課主幹 植田 晃 史

午前9時59分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから第6回農林水産常任委員会を開会いたしま

す。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明を行われる際は、効率よく進めるため、説明は着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 おはようございます。議案の説明に先立ちまして申し上げます。

去る2月18日に県北広域本部水産課の職員が逮捕された事案につきましては、まことに申しわけなく、この場をおかりしまして心からおわび申し上げます。職員一人一人に対し、いま一度法令遵守を徹底させ、県民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

それでは、着座にて失礼いたします。

次に、岐阜県ほか4府県での豚コレラの発生に伴う本県の対応状況について御報告させていただきます。

昨年9月に国内で26年ぶりに岐阜県で豚コレラの発生が確認されましたが、今月に入り愛知県で発生が確認され、感染は長野県、滋賀県、大阪府まで拡大しております。

本県では、昨年9月の岐阜県での豚コレラ発生直後に関係者を集めた緊急会議を開催し、消毒等防疫の徹底を図ってまいりました。

また、今回発生が拡大した際も、直ちに各家畜保健衛生所において緊急会議を開催するなど、県内の養豚農家、関係団体等に農場内への病原体の侵入防止対策の徹底を図るよう、情報提供と注意喚起を行い、防疫体制の

強化を図っております。

引き続き、国、市町村や関係団体と連携し、危機管理体制を維持するとともに、異常豚の早期発見、通報、防疫の徹底を図ってまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明します。

今回提案しておりますのは、予算関係3件、条例等関係6件及び報告案件1件でございます。

まず、予算関係では、国の第2次補正予算への対応分として、TPP協定等の発効に対応するための農林水産業の強化対策や、防災・減災、国土強靱化のための対策など、113億円余の増額補正を提案しております。

また、通常分として、国庫補助金や事業費の確定などにより、一般会計、特別会計合わせて総額151億円余の減額補正も提案しており、これらの結果、一般会計、特別会計の補正後の予算総額は840億円余となります。

次に、条例等関係では、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町負担金の1件と、工事請負契約の締結が1件、工事請負契約の変更が3件、熊本地震に係る災害復旧工事の専決処分等の報告及び承認が1件です。

また、報告案件は、県が出資する一般社団法人の経営状況の報告1件でございます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

なお、その他報告事項としまして、新規就農者の状況を御報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

本日は、説明資料は2冊ございます。

1冊目が、平成31年2月議会農林水産常任委員会説明資料、平成30年度2月補正予算及び条例等関係です。2冊目が、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類になります。この順番で説明させていただきます。

初めに、平成30年度2月補正予算及び条例等関係の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成30年度2月補正予算総括表でございます。

農林水産部全体の2月補正予算は、特別会計も含めまして、(B)欄の一番下、37億4,100万円余の減額補正で、補正後の総額は、その右隣になります。840億1,100万円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、主なものについて各課から説明いたしますが、説明に入る前に32ページをごらんください。

部長からも説明がありましたが、今回の補正予算の中で、国の2次補正への対応として、TPP及び日・EU・EPA対策や防災・減災、国土強靱化など、113億6,500万円の増額補正を行っております。

この2次補正に関するものについては、右側の説明欄にありますとおり、「国2次補正」と、特にTPP及び日・EU・EPA対策や防災・減災、国土強靱化については、さらに「TPP等」もしくは「強靱化」と記載しております。

それでは、戻りまして、2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

まず、一番上の段の農業総務費のうち、2段目の職員給与費については、今年度の人事異動等に伴う増減を補正して給与費を確定させるため、補正を行っております。

今回、このような職員の人件費に係る補正予算が、以後たびたび出てまいります。い

ずれも同様な理由ですので、各課の分も含めまして説明を省略させていただきます。

次に、その1段下の農政企画推進費ですが、グローバル農業交流推進事業について減額しています。これは、バリ州との農畜産業技術交流事業について、財源として見込んでいたJICA事業の公募が延期となり、JICA資金を活用した事業活動が行えなかったため、事業規模を縮小して実施したことによるものです。

続きまして、62ページをお願いいたします。

平成30年度繰越明許費の設定についてでございます。

繰越明許費につきましては、11月議会におきまして御承認いただいたところですが、今回、追加として、表の真ん中、追加設定額の欄の中段、まず、農林水産業費の計で116億8,800万円余、災害復旧費で6億5,700万円余、合計123億4,600万円余の追加設定をお願いしております。

農林水産政策課からは以上です。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料3ページをお願いいたします。

主なものについて御説明をいたします。

まず、3ページの一番下の段、認定農業者等育成資金助成費の減額につきまして、主な内容は、次の4ページの1段目、説明欄に記載しております県低利預託基金貸付金の事業費確定に伴う減額でございます。これは、認定農業者に短期運転資金を低利で融資するために、その原資を県が農業信用基金協会に貸し付けるものでございますが、国からの融資枠配分が要望を下回ったことにより減額をするものでございます。

次の段の債務負担行為につきましては、この県低利預託基金貸付金を31年度当初から貸し付けできるようお願いするものでございま

す。

5ページをお願いいたします。

2段目の農業共済制度等普及推進費の減額は、説明欄の農業共済加入促進事業で事業実施市町村が当初見込みより少なかったことによる減額でございます。

同じ5ページの下から3段目の林業金融対策費の減額は、説明欄に記載の林業振興資金貸付金で貸付実績が当初の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金につきまして、貸付実績が見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

下から2段目の債務負担行為につきましては、木材産業等高度化推進資金を31年度当初から貸し付けできるよう設定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

こちらは、沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金の減額につきましても、貸付実績によるものでございます。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

予算資料11ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

3段目、農産物流通総合対策費につきましては、説明欄のとおり、くまもと6次産業化総合支援強化事業の事業費確定減です。当事業は、当初4事業者から申請がございましたが、国により1件は採択されましたが、残り3件は採択できなかったというものです。また、地域未来モデル事業(農林水産分野)の事業確定減もお願いしております。

流通アグリビジネス課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

予算説明資料の12ページをお願いいたします。

主な予算を説明させていただきます。

一番下の段の農作物対策費の土壌保全対策事業費でございます。これは、右側の説明欄のとおり、主に1の環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う環境保全型農業直接支払事業の事業費確定等に伴う減額補正でございます。

次に、13ページをお願いします。

真ん中の段の債務負担行為の追加が3本でございます。

右側の説明欄のとおり、熊本型特別栽培農作物認証業務のほか、2つの認証業務の委託でございます。31年度当初から継続して業務の委託を行う必要があるため、今回、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

下の段の農業研究センター費の企画経営情報費でございます。

右側の説明欄のとおり、1のくまもと農業を拓く研究開発事業は、国等からの受託研究費の減でございます。

2の次世代農業ローカルイノベーション創出事業(過年分)は平成28年度事業で、昨年2月時点で工事契約に至っていなかったため、平成30年度予算として計上しておりましたが、結果として、平成30年3月下旬に全ての契約が成立し、次年度への事故繰越が可能となったため、全額を取り下げるものでございます。

また、3のくまもと農業を拓く研究開発事業は、国事業の2次補正予算への前倒しに伴い、県においてもスマート農業の実証に要す

る経費として、今回、増額の補正予算をお願いしているところでございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

5段目の農業気象対策事業費につきましては、右の説明欄にありますように、1の阿蘇火山等防災特産対策事業及び2の農業用ハウス強靱化緊急対策事業は、国の2次補正に対応した増額でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

2段目の野菜振興対策費につきましては、右の説明欄にありますように、野菜価格安定対策事業の本年度必要資金造成額が確定したことに伴う増額と支払い保証に必要な債務負担行為の限度額引き上げをお願いするものです。

最下段の生産総合事業費につきましては、右の説明欄1の生産総合事業は、平成29年度中の国の追加募集に前倒しし実施したこと及び他の事業に実施事業を変更して実施したことに伴う減額でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

1段目の右の説明欄にありますように、国の2次補正予算に対応した産地パワーアップ事業の施設整備に関する増額でございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

資料の20ページをお願いいたします。

2月補正の主なものを御説明いたします。

まず、中段の畜産総合対策事業費でございます。

主な内容といたしまして、説明欄の2つの畜産クラスター事業を記載しております。

上段の事業につきましては、平成30年度当

初において予算化した事業でございまして、事業費確定に伴い、減額を計上しております。下段の事業につきましては、国が2次補正で予算化したことを受け、県でも予算化をお願いするものでございます。

次に、下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

主な内容といたしまして、説明欄に記載しております、1、ひと・うし・しごとづくり事業及び2の放牧活用型草原等再生事業は、両事業とも、事業費確定に伴い、減額を計上するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

上段に記載の債務負担行為の追加もお願いしております。

家畜改良増殖総合対策事業は、畜産農家に対し、肉用牛の種雄牛造成、改良組織の育成強化を行うもので、4月から業務を委託する必要があることから、債務を設定するものでございます。

次に、中段の畜産経営安定対策事業費でございます。

主な内容といたしまして、説明欄に記載しております、1、家畜畜産物価格安定対策事業でございます。これは、肉用牛、肉豚、鶏卵の価格変動による農家の損失補填をするものでございまして、基金造成に対する助成になりますが、事業費確定に伴う減と、事業期間が終了した肉豚基金の無事戻し基金による財源更正でございます。

説明欄の3の畜産総合対策事業は、共同利用施設整備を実施する団体に対し助成するものでございますけれども、待ち受け予算として確保していましたが、本年度は要望が少なかつたため、減額計上しております。

また、下段に記載の債務負担行為の追加もお願いしております。

畜産経営技術高度化推進事業は、畜産農家に対して経営技術の総合支援を行うもので、4月から業務を委託する必要があることから

債務を設定するものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

これも中段に債務負担行為の追加をお願いしております。

畜産GAP推進事業は、畜産農家に対してGAPの認証取得に向けて取り組みを進めるものでございますけれども、4月から業務を委託する必要があることから、債務の設定をお願いいたします。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

主なものを御説明申し上げます。

まず、農業総務費について、右側の説明欄の4をお願いいたします。

農地集積加速化事業につきましては、いわゆる農地集積を進めるための県単独の重点地区等の活動支援と農地中間管理機構を通じた集積に対する国の集積協力金の交付等に関するものですが、この交付金の交付対象面積が見込みを下回ったことによる減額でございます。

続いて、25ページをお願いいたします。

上から2段目の農業委員会等振興助成費につきましては、農業委員会での農地利用状況調査等や農業委員と農地利用最適化推進委員の活動実績に応じた経費の交付等に関するものですが、これに係る国庫補助の内示減及び事業費が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、最下段の青年就農給付金事業につきましては、現在は農業次世代人材投資事業となっている新規就農支援対策ですが、今年度の交付対象者の実績が964人となったことを受けての事業費の確定に伴う減額でございます。

続いて、26ページをお願いいたします。

上から2段目、説明欄1の経営体育成支援事業につきましては、例年実施をしております機械施設導入を支援する事業ですが、この国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

その下、説明欄2の担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の2次補正予算の中で、T P P等対策として成立したことを受け、予算化をお願いするものです。この事業内容は、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手が行う農業用機械や施設を導入する経費に対する助成でございます。

なお、本ページの最下段から27ページにかかけましては、農業大学の事業に係る財源更正等でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡邊農村計画課長 農村計画課でございます。

資料は、28ページをお願いいたします。

主な事業について御説明申し上げます。

下段の国営土地改良事業直轄負担金でございます。

説明欄にありますとおり、事業費確定に伴う減とあわせまして、国土強靱化に係る国の2次補正が、八代平野地区、これは、経年劣化が進みます頭首工や水路等の農業水利施設の改修を八代市、氷川町で行うとして、今年度着手した地区でございますが、当地区に係る負担金を計上させていただいているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、30ページをお願いいたします。

30ページの2段目、団体営農業農村整備事業費でございます。これは、市町村等が事業主体となりまして生産基盤整備等を行う事業でございますが、国庫内示の減に伴う減額を計上させていただいているところでございます。

同じページの一番下でございます。海岸保全直轄事業負担金でございます。

同じく、説明欄でございますとおり、事業費確定に伴う減とあわせまして、国土強靱化に係る国の2次補正が、玉名横島地区、これは、海岸堤防の高潮対策等を行うとして玉名市で実施されている地区でございますが、この負担金を計上させていただいているということでございます。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。

31ページをお願いします。

5段目の土地改良費でございますけれども、国の農業農村整備事業などの各種補助金を活用いたしまして各種施設の整備を行うものでございます。

内訳としましては、最下段の県営かんがい排水事業費は、農業用排水施設の整備を行うものですが、事業費確定に伴う事業費の減額と、32ページになりますけれども、国補正分として増額補正をお願いするものでございます。

2段目の県営畑地帯総合整備事業費は、畑地の総合的な整備を、それから3段目の県営経営体育成基盤整備事業費は、水田の総合的な整備を行うものでありまして、両事業とも国補正分として増額補正をお願いしております。

33ページをお願いします。

2段目の農地防災事業費は、国の農業農村整備事業など各種補助金を活用しまして防災施設や海岸保全施設などの整備を行うものでありまして、国補正分として増額補正をお願いしております。

34ページをお願いします。

農地災害復旧費です。

2段目の団体営農地等災害復旧費は、被災

した農地や農業用施設の復旧を行う市町村等に対して助成を行うもので、増額補正をお願いするものでございます。

3段目の県営農地等災害復旧費は、県が農地等の復旧を行うもので、減額補正をお願いするものでございます。

また、債務負担行為の追加でございますけれども、大切畑地区県営農地等災害復旧事業におきまして、被災した大切畑ダム堤体の動態観測等の調査を本年度に引き続き行うものです。

4段目の直轄災害復旧事業負担金につきましては、地震により被災いたしました農地災害について、国が代行して実施する災害復旧事業に対する負担金でございますが、減額補正をお願いするものでございます。

5段目の農地等災害復旧受託事業費につきましては、市町村支援の一環として、地震等により被災した農地等の復旧を市町村から受託して実施するものでございまして、事業費確定に伴いまして、減額補正をお願いしております。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

資料35ページをお願いいたします。

上から4段目の山村振興対策事業費でございます。

説明欄1の中山間地域等直接支払事業については、事業費確定に伴う減をお願いしております。

説明欄2のくまもと里モンプロジェクト推進事業につきましては、事業費確定に伴う減並びに財源更正をお願いしております。

最下段、農作物対策推進事業費でございます。35ページから36ページにかけてでございます。

まず、35ページ、説明欄1、地域ぐるみの

鳥獣被害防止対策パワーアップ事業、これにつきましても、事業費確定及び国庫内示減に伴う減額をお願いいたしております。

あけていただきまして、36ページ、説明欄2、鳥獣被害防止総合対策事業、これは国の2次補正に伴います増額でございます。有害鳥獣捕獲に取り組む市町村に対する補助でございます。

最下段の県営中山間地域総合整備事業費、37ページにかけてでございます。

まず、説明欄1、県営中山間地域総合整備事業費の減額は、国庫内示減に伴う減額でございます。

37ページ、説明欄の3でございます。

同じく、県営中山間地域総合整備事業費でございますが、こちらは国の2次補正に伴う増額をお願いしております。中山間地域におきまして、収益性の高い野菜の導入と付加価値の高い農業推進を図るために実施いたします基盤整備等の総合的な整備に要する費用でございます。

むらづくり課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○今田技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料39ページをお願いいたします。

3段目の地籍調査費でございますが、説明欄1の地籍調査費は、国庫内示減に伴います減額補正でございます。

説明欄2の地籍調査費は、国の2次補正予算でございますが、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、市町村が行います地籍調査事業に要する経費でございます。

5段目は、債務負担行為の追加でございます。

説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注します農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事の積算で使用する資材単価の基礎資料を得るための業務でございます。

す。

次の段の総合評価方式事前登録審査業務は、総合評価方式によります入札事務の効率化を図るために、申請があった企業の実績を審査しましてデータベース化するものでございます。

両業務とも4月から取りかかる必要がございますので、3月中に契約するもので、債務負担行為の追加を行うものでございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料42ページをお願いいたします。

最下段、流域総合間伐対策事業費で増額補正をお願いしております。これは、国の2次補正によりまして、T P P等対策として、木材加工施設へ原木を低コストで、かつ安定的に供給するための間伐や路網整備等について助成するものでございます。

めぐりまして、43ページをお願いいたします。

最下段、造林事業費で減額補正をお願いしております。これは、主に説明欄の1にあります森林環境保全整備事業における事業費の確定による減額でございます。一方で、説明の4にありますとおり、同じく、森林環境保全整備事業につきましては、国の2次補正によりまして、防災・減災対策及びT P P等対策として増額をお願いしております。いずれも、間伐や路網整備等の森林整備に対する助成となります。

44ページをお願いいたします。

4段目、県有林費で増額補正をお願いしております。これは、国の2次補正のT P P等対策を活用しまして、県有林の間伐を実施する取り組みとなっております。

森林整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の47ページをお願いいたします。

まず、最下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費でございます。

次の48ページの上段、説明欄3、林業・木材産業生産性強化対策事業は、国の2次補正に伴うT P P等対策に取り組むものです。事業体の生産性向上等の体質強化を図るための木材乾燥機や高性能林業機械等の整備に対する助成について増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、最下段の林道事業費につきましては、説明欄にありますように、1の県営林道事業におきましては、事業費確定に伴う減額をお願いしています。

一方、次の49ページ、説明欄の5、県営林道事業は、国の2次補正に伴うT P P等対策で、森林整備や林業生産性の向上を図るために、県が行う地域の幹線となる林道の開設に要する経費について増額補正をお願いするものでございます。

次に、下段の林道改良事業費でございます。

説明欄の2、市町村営林道改良事業は、国の2次補正に伴うT P P等対策や国土強靱化対策に取り組むものです。森林整備や林業生産性の向上を図るために、林道ののり面の改良を行う市町村に対する助成について増額補正をお願いするものでございます。

次の50ページをお願いいたします。

1段目の農免林道事業費につきましては、説明欄にありますように、国の2次補正に伴い、森林整備や林業生産性の向上を図るために、新たに林道の舗装を行う市町村に対する助成について増額補正をお願いするものでございます。

最下段の現年林道災害復旧費につきましては、説明欄にありますように、今年の豪雨等

により被災した林道施設の復旧を行う事業において、事業主体である市町村への補助率が確定したことに伴い、増額補正をお願いするものでございます。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古賀森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の51ページをお願いいたします。

まず、4段目、水とみどりの森づくり事業費です。債務負担行為の追加をお願いします。これは、森林ボランティア活動を支援する森林ボランティアネットの4月からの運営経費でございます。

6段目、治山事業費は、県が山地災害の復旧や予防等の工事を行うもので、説明欄の1と、次の52ページをお願いいたします。説明欄2の治山事業で、事業費の確定に伴う減額補正をお願いするものでございます。

一方、説明欄3は、治山事業の国補正分です。国土強靱化のために、緊急に取り組む荒廃森林の復旧及びその予防を行うもので、国の2次補正予算を活用し、南阿蘇村立野地区ほか3カ所の工事に伴う増額をお願いしております。

説明欄4は、治山激甚災害対策特別緊急事業の国補正分です。熊本地震により発生した山地災害で、緊急かつ集中的な対策の実施のため、国の2次補正予算を活用し、南阿蘇村長野地区ほか2カ所の工事に伴う増額をお願いしております。

資料の53ページをお願いいたします。

1段目、治山事業、ゼロ国債に係る債務負担行為の変更をお願いしております。工事箇所は、菊池原地区の1カ所でございます。

2段目、緊急治山事業費は、県が、梅雨豪雨等による山地崩壊箇所のうち、緊急を要する箇所の復旧工事を行うもので、減額補正をお願いするものでございます。

3段目の単県治山事業費は、国庫の対象とならない小規模な山地災害の復旧工事で、県営、市町村営ともに減額補正をお願いするものでございます。

資料の54ページをお願いいたします。

3段目の保安林整備事業費は、県が、保安林において、森林の機能を維持強化するため、森林整備を行うもので、減額補正をお願いしております。

資料の55ページをお願いいたします。

2段目の治山施設災害復旧費は、被災した治山施設の復旧を行うもので、減額補正をお願いしております。

森林保全課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

資料56ページをお願いいたします。

主なものについて御説明をさせていただきます。

中段の水産振興費でございますが、浅海増養殖振興事業費で3本の債務負担行為の追加をお願いしております。

1つ目は、ヒトエグサ人工採苗網生産業務です。これは、水産研究センターが開発したヒトエグサ人工採苗網の生産技術について、4月から、ヒトエグサの種を採取し、室内で培養を行うなど、量産技術の開発を委託するものです。

2つ目は、クマモト・オイスター種苗生産業務です。これは、健全な稚貝を11月までに大型化させるため、4月から試験養殖用の稚貝の生産を委託するものです。

最後に、クマモト・オイスター種苗中間育成施設賃借です。これは、クマモト・オイスターの稚貝の中間育成に利用する施設をリースするものです。

全て平成31年度当初から事業の実施が必要なため、債務負担行為の設定をお願いするも

のです。

次に、57ページをお願いいたします。

中段の水産資源保護育成事業費で減額をお願いしております。これは、有明海4県連携の取り組みで進めております有明海再生事業の国庫内示減等に伴う事業費の確定による減額です。

また、水産動物種苗生産等水産振興業務で債務負担行為の追加をお願いしております。これは、マダイ、クルマエビなどの水産動物の種苗の生産を委託するものですが、最適な時期に放流を実施するため、平成31年度当初から事業実施が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、下段の国庫支出金返納金で増額をお願いしております。これは、海域における漂流木等の回収処分について、国から平成29年度に概算払いを受けた補助金が30年度に入り確定されたことに伴い、この差額の補助金を国へ返納するものです。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の59ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

下から4段目の漁港関係海岸保全事業費及び最下段の漁村再生整備事業費につきましては、右側説明欄にありますとおり、国庫内示減による減額でございます。

次に、下から3段目の単県漁港改良事業費につきましては、右側説明欄にありますように、小規模で局部的な漁港、漁場及び海岸施設を補修するための経費でございまして、今回補正をお願いするものです。

60ページをお願いいたします。

上段の漁港関係港整備事業費でございます。

右側説明欄の2、水産物供給基盤機能保全

事業費につきましては、漁港施設の老朽化等に対し、保全計画に基づき対策工事を行うものですが、1つ目は、国庫内示減による減額と、2つ目は、中段の説明欄にございます牛深漁港及び合串漁港におきまして、来年度施工予定としております一部箇所の損傷が著しく、安全な利用に支障を来すおそれがあるため、早期着工を行う必要があります、11月補正予算で御承認いただいたゼロ国債に追加して、今回設定をお願いするものです。

次に、最下段の水産流通基盤整備事業費でございますが、資料の61ページをお願いいたします。

上段の右側説明欄にありますように、国の2次補正分で、流通の拠点となる漁港におきまして、水産物の品質・衛生管理の向上や陸揚げ、集出荷機能の強化等に資する漁港の整備を行うために、今回補正をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。

64ページをお願いいたします。

議案第21号、市町負担金関係について御説明いたします。

農林水産関係の建設事業の実施に伴いまして、市町負担金を徴収する必要があり、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

事業名の欄の1から3に記載しております地域密着型農業基盤整備事業と県営中山間地域総合整備事業につきまして、新たに実施する箇所が生じたものです。

続きまして、65ページをお願いいたします。

第23号議案、工事請負契約の締結について説明いたします。

工事名は、松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業第11号工事です。工事内容は、頭

首工一式でございます。工事場所は、熊本市南区奥古閑町地内です。工期は、契約締結の日の翌日から平成34年3月18日まで。契約金額は、13億5,540万円です。契約の相手方は、橋口・杉本建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

工事請負契約の変更について、2件御説明いたします。

まず、第24号議案でございます。

平成28年12月議会において議決されました第二郡築地区排水対策特別事業第2号工事他合併の請負契約につきまして、工期、平成31年7月31日までを平成31年10月31日までに、契約金額8億5,035万3,228円を8億5,963万7,772円に変更するものです。変更理由は、軟弱地盤によります仮設計画の変更によるものです。

続きまして、69ページをお願いいたします。

第25号議案でございます。

平成29年11月議会において議決されました昭和地区経営体育成基盤整備事業第19号工事の請負契約につきまして、契約金額6億2,964万円を6億7,439万1,406円に変更するものです。変更理由は、先ほどと同様でして、軟弱地盤によります仮設計画の変更によるものです。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古賀森林保全課長 森林保全課でございます。

資料の71ページをお願いいたします。

第26号議案、平成29年度着手の工事請負契約の変更でございます。

工事名、阿蘇管内治山激甚災害対策特別緊急事業第16号工事他合併、工事内容、山腹工、工事場所、阿蘇郡南阿蘇村大字立野字宮内ほか地内の工事請負契約について、工期、平成30年3月8日から平成31年3月22日まで

を平成30年3月8日から平成31年6月28日までに、契約金額、4億9,140万円を5億8,154万941円に変更するものです。これは、山腹の拡大崩壊防止のため、のり枠工の施工区域の追加により、工期の延期と契約金額を変更する必要が生じたものです。

森林保全課は以上でございます。

○福島農地整備課長 農地整備課です。

73ページをお願いします。

第38号議案、専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

今回審議をお願いしておりますのは、熊本地震に係る災害の迅速な復旧を図るため、工事請負契約の締結について、平成31年1月28日に専決処分を行ったものです。

工事名は、大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事です。工事内容は、仮排水トンネル工で、工事場所は、阿蘇郡西原村小森地内でございます。工期は、平成31年1月29日から平成32年3月19日まで。契約金額は、5億7,942万円です。契約の相手方は、橋口・礎復旧・復興建設工事共同企業体で、契約の方法は、一般競争入札でございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況につきまして御報告をいたします。

資料は、別冊の資料がございます。表紙をめくりますと、A4の両面1枚紙で概要を取りまとめたものがございます。こちらのほうで説明をさせていただきます。

1の基本情報につきましては、この協会には、果実の安定的な生産出荷の推進などを目的に、昭和47年に設立されております。ミカンの時期に合わせまして、年末の総会開催と

なっておりますので、今回、例年どおり2月議会で報告させていただいているものでございます。

2の決算の概要につきましては、協会の事業活動の損益をあらゆる一般正味財産では、科目欄2段目、(A)の当期経常増減額が220万円余の増、給付金など使途に制限があります科目欄(K)の当期指定正味財産増減額が1万5,000円の増となりましたので、全体として、最下段の科目欄、J足すMの正味財産期末残高は1億6,200万円余となっております。

次に、裏側のページをお願いいたします。

3の事業実績等につきましては、(1)の緊急給調整特別対策事業は、29年度は、温州ミカンの販売価格が堅調に推移したことから事業の発動がなされておられません。これに伴い、給付金の交付もありませんでした。

(2)の国の一般補助事業の果実経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の補助金を地元のJAに交付する事務を担当しているものでございます。

農産園芸課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○淵上陽一委員 済みません。14ページの農業技術課ですけれども、今回の議会の冒頭、議案説明の中で、競争力ある農林水産業の実現ということで、世界と戦えるくまもと農業の実現に向けた生産性と品質の向上に大きな

効果が期待できるスマート農業ということで知事の話がありましたけれども、ここ、いろんなことが考えられると思うんですけども、具体的にどういったことをスマート農業というふうに考えておられるのか、もしよろしければ。14ページのスマート農業の普及促進に向けた革新的技術の実証に要する経費、どういったことを考えてらっしゃるのかなという。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

14ページのくまもと農業を拓く研究開発のロボット技術やICTを活用したところですけども、これは、国のスマート農業加速化実証プロジェクト、大体50億程度というふうにお聞きしていますが、この事業につきましては、国の試験場、農研機構のほうに直接申請をいたしまして、採択されたものに対してということになるんですけども、今研究所のほうが関係をして申請されているものが4つほどございます。それが採択されましたら、それを受託研究という形で試験場が行うわけなんですけれども、土地利用型の広域的な課題が1本、それから露地野菜関係、それからイチゴ関係のロボットであるとか、そういったものを各関係団体のほうが申請をされておりますので、採択されたときには、研究所のほうがそのデータをとるとか、そういったものの関係をして、試験研究の実証を行っていくというようなものになります。

○淵上陽一委員 もっとやっぱり、本当にスマート農業をやっていく必要があるんだろうなど。特に、やっぱり今担い手が少ないじゃないですか。

特に、今回の県立高校の受験の状況を見ても、農業高校、かなり少ないんですよ。国は所得倍増とか、県では稼げる農業という話をやられていますけれども、実質、やっぱり

稼いでる農家も子供さんたちなんかは全然跡を継いでないところもかなりあるので、そういう意味では、スマート農業なんかをしっかりとやっていくことによって、新たな人たちが自分たちも農業をやりたいという方向に進めばいいなというふうには思っているんですけども、まだ、じゃあ今実質、具体的にこういうのをというの、まだまだ県として――他県では、もういろんなことをやられておるじゃないですか。熊本県としては、今そういう状況にはまだないんですかね。

○酒瀬川農業技術課長 来年度の当初予算のほうでは、そういうスマート農業推進事業を新たに立ち上げているところがございまして、その段階で御説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○淵上陽一委員 ぜひとも頑張ってください、どんどん進めていただければと思います。

○酒瀬川農業技術課長 ありがとうございます。

○福島農林水産部長 今酒瀬川課長からありましたように、後議のほうで、実は農業、畜産業、それから林業、水産業含めて、かなりスマート農林水産業を推進するための予算をバラエティーあふれる予算をちょっと用意させていただきまして、来年はかなり力を入れたいと思ってまして、たまたま今回2次補正でも1つ事業がありましたので、今回、済みません、先議ではこれだけでございますけれども、後議のほうでまた御説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 35から38ページにかけて質問します。

鳥獣被害対策防止の事業の中で、2ページにまたがっていますけれども、1、2と、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業、これは国内示に伴う減額ということで、表面上はそれでいいと思うんですけども、2番の防止総合対策事業、これは2次補正でもとれていると。この2つの中で、むらづくり課が担当課になっていますけれども、実態として、どういった事業で、どういった成果といますか、これまで出てきているのか。

といたしますのは、今現在でも、なかなか、鳥獣被害という中で、特に宇土半島の場合、イノシシがなかなか減ってないし、餌づけをやめよう運動があつてますけれども、これもなかなか厳しい。一方では、柵とかもやりますけれども、この2つの事業について、その地域の現状と施策についての中身をもう少しお教えいただければと思います。

○久保田むらづくり課長 お答えします。

まず、事業の内容についてでございます。

35ページ、説明欄にございます地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業、これについては、ハードの整備とソフト、両方ございます。

1つは、いつもお話ししています市町村計画に基づきます防護柵とか電気柵のいわゆる直接被害の防止ですね。これらに対する助成、国庫制度を活用しました助成が1つ。それと、捕獲をしました鳥獣に対するいわゆる捕獲補助金ですね。このソフト面、それと、いろんな餌づけストップするための推進、啓発、そういったソフト事業の支援、これが内容でございます。

それと、36ページ、2のほうに上げてございます鳥獣被害防止対策、国の2次補正でございますけれども、これについては、今お話をしました内容のうち、年度末までに迅速に

対応する必要があるもの、例えば、箱わなの設置を希望しとる市町村、あるいはくくりわな、それと捕獲が進んでいますことによります捕獲の補助金ですね。これについては、年度末までに執行、整備をする要望があったところ、天草市を初め県内10の市町村の年度末までの執行に係る費用ということで、1,000万強計上をさせていただいております。

それと、2つ目のお尋ねでございます。鳥獣被害防止対策をやつて効果がいかほどかというお話でございます。

ざっくり言いますと、いつもお話ししています県全体の被害額は、平成22年の8億4,500万をピークに、昨年度、29年度が4億7,700万と低減基調しておりますけれども、まだ高い状況、さらに低減をしていくということで、今お話ししたような整備を相対的に進めていくところで考えております。

それと、西山委員のほうから春先にもございました。その中で、宇土半島においては、非常に、ほかの減少基調に比べて増加、被害もそうですし、捕獲もふえていると、その辺についてどうかというお話がございまして、今途中段階というお断りの上で、いろいろ調査を行っている途中でございます。

1つは、委員のほうからアドバイスもございましたタイワンリスのいわゆる撲滅ですね。その効果も出るとということでお話をいただいて、それにかかわられておられました国立研究開発法人の森林総合研究所にも少しアドバイスをいただいたところでございます。

結論から申し上げますと、非常に宇土半島、海岸堤防域から山頂まで、野菜、果樹、そういったものが非常に宝庫であると、しかも南向きの斜面で非常に生息しやすい、ほかの地域に比べてそういう環境があると。非常にすみやすいエリアだということで、そういうイノシシを初めとした鳥獣が増殖しやすい環境にあるんじゃないかというアドバイスを

いただいております。

その中で、実際ふえていると。捕獲というか、低減をどう進めるかというお話ですが、これについては、少し国の情報にもよりますと、イノシシは、生態上、鹿とかと違って、非常にたくさん産んで、たくさん育てると。当然、死亡率も高いわけでございますけれども、鹿あたりになりますと、いわゆる産む個体も少なく、それをしっかり育てるということで、生態上いくと、統計上予測をしやすい鹿に比べて、イノシシについては、非常に増加率とか生息の実態を把握しにくい鳥獣だということでございまして、実際、環境省が掲げております特定鳥獣保護管理計画においても、鹿については、低減計画が定量的に示されておりますけれども、イノシシについては、非常に定数というか定量化、計画が立てにくい。その中で、目標として低減という表現だけしかされてないのが実情でございます。

自然増加率の調べようが非常に難しいイノシシの生態調査というのは、なかなか厳しいということでございまして、こういった情報を含めて、さらに熊本県のほうに専門家が入っておられます先生方のアドバイスも今後進めていきながらやっていきますけれども、そういう状況でございますので、より一層、今県のほうで進めております無意識の餌づけストップの推進ですね。これを、宇土半島においては、特に重点的に、関係市町村あるいは農業団体等と連携をしながら進めていく必要があるなというところを再認識したところでございます。

また、引き続き調査を進めまして、御報告を申し上げたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 御丁寧なお話、ありがとうございます。

22年度から29年度にかけて半減していると、鳥獣全体の数字であると思うんですが、イノシシに関しては、いかがな数字になっているのか。

○久保田むらづくり課長 イノシシについても低減をしております。――委員長、済みません。数字については、また後ほど正確にお伝えをしたいと思っておりますが、捕獲頭数についても、餌づけストップが進んでいる関係で、県全体としては、28年度、2万5,000頭ほどの捕獲でしたのが、1万8,000ということで低減をしております。被害額についても低減をしております。具体的な数字、後ほどまたお伝えをしたいと思います。済みません。

○西山宗孝委員 宇土半島は、イノシシにとってすみやすい地域であるという話で、人間にとっては非常に住みにくい現実だと。山のほうに近い宅地が多くて、西部のほうが海に近くて、割と山村が多いところなんですけれども、町部になりますと、花園地区というところは非常に人口の集積が進んでまして、その付近については、宅地に保育園も幾つもあるんです、幼稚園も。宅地に出没するというところで、非常に住民の方々が不安がってらっしゃる。

これは農産物だけの問題じゃなくて、そういったところについては、餌づけストップという話がありますが、非常に苦慮されているところもあるんですが、そういうところも含めて、振興局の方が一生懸命されているんですけども、本庁の担当、むらづくり課のほうも、地域の住民にも、そういった課題解決、課題についても、一生懸命されている状況にも、積極的に参加を今までされているのか、これからどうであるのかを少しお聞かせいただければと思います。

○久保田むらづくり課長 餌づけストップについては、いつもお話ししていますとおり、23年度から、庁内PT横断連携によってやってございますけれども、今西山委員からお話ございましたとおり、これはもう農業者だけではどうしても解決しない地域の問題であるというところで、今行っております餌づけストップも、少しスローガンを、女性の参加でずんずん進む鳥獣被害対策ということで、どうしても地域ぐるみで、農業者だけじゃなくて、女性あるいはお年寄り、子供の参加によって地域の問題として取り上げていくというところで、今進めております鳥獣の現地での研修においても、そういったところの参加も広く呼びかけて裾野を広げていくというところでございます。

今後、それを一層進めていきたいと思っておりますし、あとは、委員のほうからございます、農作物被害ではなくて人的被害も今後心配じゃないかというお話を以前からいただいておりますけれども、これについても、23年度から設置しております庁内での熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議、いわゆる横断連携の会議がございますけれども、これはあくまでも農林水産業に対する被害を中心にやってきましたけれども、今お話が 있습니다農作物被害対策だけでなく、人的被害の問題点とか課題についても、少しそういう中で情報共有をし議論を深めてまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

○西山宗孝委員 今最後のほうですけれども、地域ぐるみで、住宅地中心なんです。大抵おられるのが、それが県と市と地域との連携があっているというような、なかなか情報が届いてこないの、ぜひとも積極的にしていただきたいというふうに。終わります。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありません

か。

○中村亮彦委員 2つお聞きしたいんですけども、1つは、18ページの野菜振興対策費の中の野菜価格安定対策事業ということで、これは、2億4,000万から1億7,000万を足して4億2,000万と、まあまあ乗っかっているんですけども、野菜価格安定ということなんですが、野菜は非常に価格が上下するというふうに思うんですね。今まででもそうでしたけれども、調子よかったと思ったら、がくとその年に落ちたり、非常に下落が激しい、上下の価格が激しいというふうな作物だと思います。しかし、それでも多種多様に今生産がなされているわけでありましてけれども、この価格安定対策ということになりますと、非常に価格を安定させるというのは難しいと思うんですけども、これはどういった事業なのか。これは、価格が安定するように、その準備を進めておくものなのか、あるいは野菜農家で成り立たないところに補助をするものなのか、想像するにはそういうことなのかというふうに思うんですけども、お聞きしたいと思います。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

委員から御質問のありました野菜価格安定対策事業につきましては、これから出荷しようとする1年分につきまして事前に申し込みをいたします。どこにどれぐらいの量を出荷したいという、どの作物をとということ。その数量に合わせまして、出荷先に応じた、この制度のほうで決められております基準価格というのがございますので、これに見合いました農家御自身が御負担いただくもの、それから私ども都道府県が負担するもの、それから国のほうで負担するものがございます。事前に掛金を掛けまして、実際、1年間販売をしていく中で基準価格を下回った場合に、

その差額分の9割ほどを農家のほうに補填戻しをするような制度になっております。事前申し込みで事後の実際の価格変動に応じまして損失が発生した場合、損失の基準価格の9割までを補填するような仕組み、県の場合は、ほぼ1年間支払いを終わった後に、1年間必要だった金額を最終的に確定するために、今回補正予算として積み戻すような仕組みになっております。農家の場合は先払いですけれども、県と国の場合は後払いのような形で造成をするような仕組みになってございます。

以上でございます。

○中村亮彦委員 出荷量の事前申し込みというのは、これは農業団体を通じて統計をとられるんでしょうか。

○大島農産園芸課長 それぞれの地域の農協を通じまして、野菜出荷安定基金協会という県の協会がでございます。こちらから、全国団体では農畜産業振興機構という全国の基金管理団体がございますので、そちらのほうに申し込みをするような形になります。

○中村亮彦委員 補填するということですね。わかりました。

それと、かんがい施設のことについてお聞きしたいんですけども、29、30ページで、土地改良の施設の予算、それから、先ほど最後に工事関係の請負の話のときにもありましたけれども、かんがい施設のことについてなんですけど、先般、白川中流域のかんがい施設が世界遺産に登録をされました。非常にうれしいニュースが入ってきたわけでありまして、先日、地元ではその記念式典がありました。

そのとき、白川中流域の400年前にできたかんがい施設でありますけれども、これは白川の豊富な水の恵みを分けて、上井手、下井

手、それから鼻ぐり井手、もう一つは熊本市内の渡鹿用水、この4つのかんがい施設が世界遺産に選ばれたというふうなうれしいニュースがあったわけでありましてけれども、このような貴重な遺産をアピールするとか、何と申しますか、広報、このようなことに関して予算はつけられないものかというふうに思うんですけども、これは観光や教育にも影響してくるものだろうと思います。

後で、報告資料で新規就農者のことも状況の説明があるかというふうに思いますけれども、どちらかといえば、将来担い手として頑張ってもらって、あるいは将来農業を目指すというふうな若い方、特に近隣の小学校であったりとか小さい子供たちが農業に興味を持つというふうなことについて、大変大きな効果があるかというふうに思います。

特に、この世界遺産に登録されたこの地域においては、農業も盛んに展開されておるわけでありまして、そのような意識の高揚と申しますか、こういうものができないかというふうに思います。これは、商工観光労働部とか、あるいは教育委員会とか、そのようなものとも連携も要るかというふうに思いますけれども、そのようなことはできないかというふうなことで、提案も含めて少しお聞きしたいと思います。

○緒方勇二委員長 中村委員、これ、補正予算のことじゃなくて、その他のところで答えてもらいましょうか。

○中村亮彦委員 はい、わかりました。

○緒方勇二委員長 いいですか。

○中村亮彦委員 はい。

○緒方勇二委員長 その他質疑はございませつか。

○吉永和世委員 17ページ、農産園芸課の事業で農業用ハウス強靱化緊急対策事業、新しい事業なんだと思いますが、この事業、単純に考えると、生産者からするとすごくありがたい事業なのかなというふうに思います。台風とか来て、壊れて、また復旧して、壊れると生産意欲とかすごくなくなってしまうということだと思えますけれども、その対策と思えますけれども、補強と書いてあるので、どの程度まで持っていこうとされているのか、また、そういった施設がどの程度考えられるのか。強靱化対策事業ですから、3年間で国はやりますよと今言っているわけですが、それを何年でこの事業をやろうと考えているのか、そこら辺ちょっと教えていただければと思います。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

熊本県の場合、想定される災害は多くが台風災害でございます。台風災害の場合は、風の影響を非常に受けるということで、過去には最大瞬間風速50メートルを超えるような大きな台風が来たこともございますし、35メートルを超えるような台風も幾度となく襲来しているわけでございます。そのような形から、私どもとしましては、35メートルを超えるようなハウスにつきましては、もともと強度の高いハウスにつくりかえをしていただくをお勧めしております。

今回のこの強靱化対策事業につきましては、それよりもちょっと風速の低い、例えば20メートルぐらいの風速でちょっと心配のようなハウス、作型につきましては、その強度を少し上げてやることで、20メートルぐらいの風でも十分安心して耐え得るといような形で補強ができればというような形を考えております。

委員からお話がありました強靱化対策でご

ざいますので、今回の補正、それから31年の当初、そして32年まで国のほうで予算措置をされると聞き及んでおりますので、それに呼応して県のほうでも予算措置をしていきたいと考えておるところでございます。32年まで。

以上でございます。

○吉永和世委員 その32年までで、対象施設というか既存ある施設というのは対応できるんですか。そういう計画なんですか。

○大島農産園芸課長 一応、国のほうで2年に1度、園芸用のハウスの、どれくらい面積があるかの調査をされております。その際に、先ほど言いました35メートル以上の風に耐えるようなハウスとそれ以下のハウスに分けて調査をしてございまして、その35メートル以下のハウスの中で、栽培時期が台風シーズンにかかるもの、かからないもの、影響が多少あるもの、いろいろございます。その中からセレクトをいたしまして、例えば、夏場の野菜ですとか、阿蘇とか上益城地方で栽培されているような夏場の作物ですとか、春の作物の中で、春の突風みたいなおそれがあるような作物ですとか、そういったものを中心に補強のほうをしていく。それから、台風そのものに遭うものは、もともと35メートル以上、50メートル近くあるような強固なハウスに建てかえをしていただくという両にらみで推進をすることで、3年間で大体国のほうで予算措置されているものも十分賄えるほどと聞いておりますので、県のほうでは、それに合わせて、今要望調査をとっているところでございます。

○吉永和世委員 わかりました。ぜひ進めていただきたいなというふうに思いますし、35メートル以上に耐えられるハウスにつくりかえてもらおうときの何か補助制度とかというのは

あるんですか。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

ちょっとこれは補正の資料ですので、この補正の資料の18ページを見ていただきますと、最下段に生産総合事業費とございます。この右側の説明欄に生産総合事業、それから産地パワーアップ事業とございます。どちらも国費を使った事業でございますが、この中で、35メートル級、それから50メートル級に耐え得るような耐候性のハウスが整備できるようになっておりますので、建てかえを希望される皆さんには、こちらの予算のほうを御紹介をして、採択になるように進めておるような形で進めております。

○吉永和世委員 わかりました。

それと、26ページの担い手確保・経営強化事業、これも、そういう施設とかというのは対象になってくるんですかね。

○下田農地・担い手支援課長 26ページの2の担い手確保・経営強化支援事業につきましても、ハウスは対象になってまいります。ハウス等も含めて補助対象になります。

○吉永和世委員 そのハウスというのは、その35メートルに耐え得るとか50メートル以上に耐え得るとかという、そのあれはあるんですか。

○下田農地・担い手支援課長 この事業では、35メートル以上でないといけないとか、そういう制限はございません。経営の発展に資するようなハウス整備をするということが条件になっております。風速に関して35メートル以上に耐えられないといけないとか50メートルに耐えられないといけないとか、そういうことではなく、ハウス全般的に対象にな

るとい事業でございます。

○吉永和世委員 はい、わかりました。

○西岡勝成委員 24ページ、同じく農地・担い手支援課ですけれども、4番の農地集積加速化事業、事業費確定によって減額になっておるんですけれども、大体ひとまず落ちついたという、効率的なところが落ちついたということではないでしょうか。

○下田農地・担い手支援課長 農地集積につきましては、毎年2,100ヘクタールの農地を担い手に集積していくという目標を掲げて取り組んできております。

一昨年、熊本地震がありましたときは、その影響もありまして1,600ヘクタールということで、少しそれまでよりも集積のスピードが減速したという状況にありました。その次の年、29年度につきましては、1,969ヘクタールというところまで回復をしてきております。

平成30年度につきましても、大体29年度と同等の水準で推移をしている状況でございます。ある程度の大きな地域での法人化等を進めて、大規模での集積というのは相当できるところは進んでまいりましたので、今規模感としますと、少し中小規模のところでの法人化、農地の集積というものが多くなってきております。そのこともありまして、対象面積が少し減っているという状況でございます。

○西岡勝成委員 これからが、一つ肝いりなところだと思いますので、今中山間地域とかの担い手をつくっていくために、どうしても効率化を進めないかぬし、私一つ気になっているのが、果樹農家の場合、非常に効率化が難しい、地理的にも。そういうのをどうやって居残りできる、後継者ができるような体制

づくりをしていくかというのは、私は大きな課題になってくると思います。天草あたりも飛び飛びにやっぱり園地があるものですから、なかなか難しい部分がありますので、その辺も含めて、経営の合理化といいますか、効率化を図りながら改革ができるような体制づくりを、ぜひ1つお願いをいたしておきたいと思います。

○下田農地・担い手支援課長 中山間地での取り組み、とりわけ果樹地帯での取り組みにつきましても、私たちも非常に今後大きな課題だということで認識をしております。平成28年度から29年度にかけまして、農地集積の重点地区を果樹地帯でも4地区ずつ設けたところでございます。少しずつ動きがっておりますので、また後議のほうで来年度の予算を提案させていただきますが、その中では新たにまた果樹地帯で4地区を重点地区として設定する予算化をお願いしまして、さらに取り組んでいきたいと考えております。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○磯田毅委員 最初の部長説明の中で、豚コレラについて、部長おっしゃいましたけれども、この情報提供と注意喚起というのがどういったことなのか。

それと、イノシシですね。滋賀県とか愛知県でイノシシにワクチンを投与するということがありましたけれども、私は、ある新聞だったか、ちょっと忘れちゃいましたが、豚に対するワクチン接種のほうに効果があるのではないかということも聞いたんですけども、これは向こうのことですからそんなに熊本県には影響はないと思いますけれども、このことと、さっき言ったように、この非常に難しいわけですね。あんまり過剰に反応すると風評被害とかなんかも出てきますので、そ

ういった情報提供と注意喚起については、よっぽどなあれが要るかと思いますがけれども、そのところをもう少し詳しくお願いします。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

豚コレラが発生いたしましてから、関係団体を招集いたしまして、口蹄疫の症状なり、衛生対策のほうの指導徹底を進めようということで、指導の徹底会議を行っております。また、各地域の家保が5家保ありまして、市町村と農家を集めたところ、衛生対策をどういった方法でやればいいのかということも含めまして、指導の徹底を図っているところでございます。

御心配の豚コレラのイノシシ等の状況についても、今疫学上の調査チームが入りまして、いろんな視点から調査をしているところでございまして、最初に入ったものがどこからかということも含めまして、また、愛知に入った経路はどういったことなのかということも含めまして、いろんな視点から検討しているところでございますので、そういったことを踏まえて、県としても、そういった情報を随時農家につなげていければということで思っています。

先般、愛知に入ったときは、熊本県等の関係があるんじゃないか、いわゆる飼料会社あたりですとか車両運搬とか心配されたものですから、農家に入ることは防疫上問題になりますので、各家保のほうから、養豚農家、熊本県に約200戸程度ございますけれども、そちらの聞き取り調査を行って、本当に大丈夫かということの聞き取り調査も行っております。

引き続き、こういったことを続けてまいりまして、衛生防疫対策を徹底してまいりたいということで思っております。

以上でございます。

○磯田毅委員 そのところが非常に心配で

すけれども、そういう注意喚起と情報提供がなされておれば少しは安心かなと思います。どうぞそのところを努力してやってください。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 52ページですね。森林保全課。

治山事業といっても、新設の部分と既存の壊れてて補修しなくちゃならないとかという部分もあると思うんですけれども、これまではできなかった部分が、今回の2次補正によって新しく取り組めるという、何かそういった点が出てきたということがあれば、ぜひ教えていただきたいと思うんですが。

○古賀森林保全課長 森林保全課でございます。

今回、緊急点検ということで点検したんですけれども、全部で42カ所出てきておまして、そのうちの、今回、国補正、国土強靱化で補正で7カ所、来年度、後議でまたお願いするんですけれども、事業内容として新しくできるようになったというようなことはまだ今のところなくて、ただ、そういう既設のちょっと壊れたところとか、そういうところの復旧については、単県事業とかで取り組んでいくと、当面はですね、ということになるかと思えます。

○吉永和世委員 作業道、今まで単県でしなくちゃならなかった事業が、今回の補正で何か対応できるとかという、そういう面はないんですか。要は、その現場まで道を通さなくちゃいけないという、そういった部分が今回は補正対象になっていますよとか、何かそういうことはないんですか。

○古賀森林保全課長 森林保全課です。

資材運搬道、これにつきましては、従来からもう補助の対象になっているということでございます。

○福島農林水産部長 当然、国の補正が講じられることで、今までだったらまだまだちょっと取り組めないのかなというようなやつも早目に取り組めたりということで、実は11月補正でも少しさせてもらいましたけれども、そういうのはおかげさまでふえてきていると思っております、補正を活用して。

○吉永和世委員 対応できなかったことが対応できるようになった部分もあるということですね。というふうに理解していいですか。

○福島農林水産部長 当然、予算がふえておりますので、そういうことで、今までだったら、例えば、来年度以降やらなきゃならないようなのも今回補正でやるようにするとか、そういった効果は非常に感じております、この補正予算の効果は。

○緒方勇二委員長 委員がおっしゃるのは、補助メニューが今までなかったけれども、そういうもので何かできるものがあるんじゃないんですかということですよ。

○古賀森林保全課長 補助基準で新たに加わった部分というのはありません。ただ、今回の補正等で、今後、国土強靱化で国のほうも予算のほうを結構ふやしていただいておりますので、箇所的にできるところが多くなるということになります。

以上です。

○吉永和世委員 わかりました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありません

か。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

済みません。先ほど西山委員からお尋ねがあつてお答えができなかつた分、お答えさせていただきます。

県全体の鳥獣被害に占めるイノシシの割合でございます。お答えいたします。

平成22年度、県全体が8億4,500万円、そのうち、イノシシの被害が4億4,500万円でございます。それと、近年の直近2年でございます。平成28年度、県全体5億円でございます。5億円ちょうどでございます。うち、イノシシ被害が2億7,200万円。それと、平成29年度、昨年度でございます。全体が4億7,700万円、うちイノシシ被害が2億4,800万円。

以上でございます。済みません。

○緒方勇二委員長 よろしいですかね。

なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第9号、第21号、第23号から第26号まで及び第38号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あつております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

お手元の別冊、表紙が農林水産常任委員会報告資料、(1)新規就農者の状況についてとなっている資料をお願いいたします。

今回、平成30年度に実施した調査結果が取りまとめられましたので、御説明いたします。

資料を開いていただき、1ページをお願いいたします。

今回の調査の対象期間は、平成29年5月から平成30年4月までの1年間でございます。

まず、全体概要を御説明します。

この1年間の県内の新規就農者数は502人と、昨期から39人増加し、熊本地震前となる2期前までと同数まで回復しています。

内訳としましては、新規学卒就農者は、前期と同じ74人、Uターン就農者は、6人減の79人、新規参入者は、11人増の142人となっております。また、新規雇用就農者は、農業法人自体の震災からの復旧、復興も進んだこともあり、34人増の207人と大幅にふえており、全体数の回復につながっています。

次に、2ページをごらんください。

年齢別の状況です。

新規就農者数を年齢別に見ますと、20代が207人と最も多く、次いで30代となっております。この39歳以下までの新規就農者が全体の8割に上っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

地域別の状況です。

菊池地域が、雇用就農を中心に105人で最も多く、次いで熊本地域78人、八代地域が66人、阿蘇地域が56人となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

営農類型別の状況でございます。

施設野菜が172人と最も多く、次いで露地野菜が72人、果樹類が50人となっております。特に、施設野菜は、新規学卒、Uターン、新規参入、新規雇用とも最も多くなっております。

次に、5ページをお願いいたします。

次の農業次世代人材投資資金の活用状況についてです。147名が受給をしており、45歳未満の新規就農者の54%、新規参入者に関しましては68%が受給をしている状況です。

なお、下のほうに参考でつけておりますが、平成29年度の給付金の受給者は、引き続き本県が全国第1位となっております。

最後に、6ページをお願いいたします。

新規参入者の定着状況についてでございます。

平成29年4月までの5年間の新規就農者1,556人のうち、離農者は55人で、離農率は3.5%と、昨年の調査より0.3%減少をしています。

また、親元就農と新規参入では、新規参入者の離農率が高いものの、離農率は5.2%、95%の方は営農を継続している状況となっております。

なお、参考までに、経歴別の離農状況を下の表につけておりますが、大きな差は見られておりません。

以上が今回の調査結果ですが、県といたしましては、今後とも認定研修機関や市町村、農協等と連携をして、新規就農者のさらなる確保と就農後の定着に向けて取り組んでまいります。

新規就農者の状況についての報告は以上でございます。

○緒方勇二委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 関連してなんですけれども、磯田先生いらっしゃいますが、八代地域あたり等、外国人の研修生が1,300人ぐらいおられると聞いたんですけれども、熊本全体の農業の就業者数の中での外国人就労者の割合って大体わかるものですか。

非常に私は、熊本県農業を支えている大きな力がそこにあって、これによって生産を支えてもらっていると。ただ、これはいつまでも続くとは私は考えにくいと思うんですよ。

その中に、スマート農業を進めていかないかぬし、いろいろな対策を進めていかないかぬと思うんですけれども、今外国人に頼っている農業、人材的にどういうパーセントであるのかなと思ったりするので、その辺はどうでしょうか。わからぬ。

○千田農林水産政策課長 県全体における販売農家数が、現在4万5人ということですが、平成30年の10月末に国が発表しましたジャンルとしては、農業、林業ということでのジャンル分けになりますけれども、外国人材については、現在2,966人ということになっております。うち、先生おっしゃる技能実習生が、農業、林業、2,918人という状況になっております。

○西岡勝成委員 5%……。

○緒方勇二委員長 販売農家が……。

○下田農地・担い手支援課長 販売農家数は、4万103戸でございます。ちなみに、農業就業人口につきましては7万1,900名と。

○西岡勝成委員 というと、就業者の4%ぐらいになると、そういう感じ……。

○下田農地・担い手支援課長 はい。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○中村亮彦委員 新規就農者に関することなので、例えば1ページなんですけれども、大体、この7年間の——平均してませんからわかりませんが、大体見たくて500人ぐらいは新規就農者がふえているというふうに思うんですけれども、最後のほうで、6ページになります。定着状況についてということで御説明がありました。

新規就農者が、毎年毎年500人ずつぐらい大体ふえてて、あり得ないですけれども、誰もやめない場合は、3,500人ぐらい7年間でふえているということになるんですけれども、これが調子がいいのか、妥当なのか、これぐらいでいいのか、もっとふやさないかぬのかということについては、これは、新規就農者の離農率じゃなくて、例えば、高齢で、もうやめられたとか、あるいは、後継者がいないから、もう断念して農家をやめたとかいう、そういう農業者の方の数と、新規就農者が幾らふえて、どれだけの人がやむを得ずやめたというようなことを検証しないと、これ調子がいいのか悪いのか、よくわからないような気がするんですが。

○下田農地・担い手支援課長 まず、1ページの新規就農者の数についてでございます。

毎年500人強の方々が新規就農をされておりますが、この中で、一番下の部分は、新規雇用就農ということで法人等に雇用された方ですので、最後の6ページで新規就農者の定着状況を取りまとめている資料につきましては、その法人での雇用された方を除いて、実際に農業経営をされた方についての数を取りまとめて整理をしております。委員がおっしゃいますように、この方々がどれだけカバーしていくのかということは非常に重要になっ

てくるかと思えます。この方々は、平均しますと300名、1年当たり300名ぐらいいらっしゃいます。

今県内の認定農業者数が1万1,000戸程度いらっしゃいます。県としましては、将来的にもやっぱり認定農業者として1万戸は確保していきたいということを考えておられて、その数を確保するためには、農業を継続する期間を例えば30年としますと、300名強の1年当たりの新規就農者数を確保していく必要があると考えております。

今目標としましては、324名の方を1年当たり確保していきたいということを目指して取り組んでいるところでございます。

ただ、委員おっしゃいますように、地域の中で農業者の方々がやめられて減少しているという状況がございます。センサスでいきますと、この5年間、2015年までの直近のデータでいきますと、6,000戸の農家がやめられているという状況がございますので、その状況からいきますと、充足としては、それを補うレベルまでの確保という状況にはないという状況でございます。ただ、地域を引っ張っていく認定農業者の方々を確保していくというところにつきましては、もう少し今よりも——現在が295名でございますので、もう少し新規就農者を確保していく必要があると考えております。

以上です。

○中村亮彦委員 だから、6ページの3.5%というのは、新規就農者の方々の中の離農率ということでもありますから、だから毎年500人、雇用の方も含めてあるということなんですけれども、その検証——例えば、他県と比べるとかということもあるんだろうと思うんです。しかし、他県といたしましても、地方によって農業の形が違いますから、もちろん作物も違いますし、生産量も違うわけだから、他県と比べてもどうかということだから、今

新規就農者の新たに農業にチャレンジしようという方とやむを得ずやめられる方等というふうにデータを検証していかないかぬだろうというふうに思います。

新規就農者は、もちろんやっぱり今のままではだめで、もっともっとふえるというような対策もあわせて打っていかねばならないというふうに思いますので、よろしく願います。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

何かございませんか。

○西岡勝成委員 後議が長いので、ちょっとその前に。

一般質問で今度やるんですけれども、答えが環境生活部になってしまうもので、水産のほうでちょっとお答えをいただきたい。お答えというか考え方をお聞きしたいんですが、マイクロプラスチックの海洋汚染についてやるんですけれども、今新聞等でも広く扱われておりまして、この数は何か物すごい量で、ぞっとするようなふえ方をしているんですけれども、海近辺におる漁師の方たちが意外と認識がない。

例えば、釣り糸なんて、400年も500年も600年ももとに戻るまでかかるというあれがあるんですけれども、漁師の人たちも、農家もいろいろビニールとか使われますけれども、海の周りに住んでますと、毎日海岸を見てると物すごいんですよ、プラスチック関係のごみが。

その中で、網にしても昔は綿の網だったんですけれども、今はもう化繊の網になってしまっているし、何か海は広いな大きいなという感じで、全部海が飲み込んでしまうような感じで、人類そのものがやってきた結果が、こういう今深刻な問題になってきつつあるので、ぜひ、これは教育というのが非常に大事だと思うんですね、ふだんからの。

漁協とか、そういう機会に、ぜひ、プラスチックごみの要するに公害といいますか、環境破壊につながっていくことの広報が、学校にしてもそうですけれども、そういう職業の方々にも、ぜひひとつ、この機会に広めて、回収すれば、まあ今ならどうにかなる可能性もあるので、これは微粒化したらどうにもこうにも対応できないので、ぜひその辺の教育を、漁連あたりも含めて、農家もそうですけれども、ぜひやっていただきたいと。

海に入ってしまったら、それは、藻がついたり、海草がついたり、あるいはいろいろ貝類がついたり、沈むんですね。沈んだらもう海の底でもまれて小さくなっていくわけですから、ぜひ、その辺について、私の質問では答えが環境生活部長になってますが、部長も含めて、ちょっとその辺の広報を、教育関係を含めて、ぜひお願いをしておきたいと思います。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

海の環境の保全につきましては、もちろん環境部門、部局だけではなく、私たち水産部局等も含めて、みんながしっかりと取り組んでいくべきものだというふうに考えております。

マイクロプラスチックの問題が出ておりますが、そういう海に流れております漂着物、漂流物等、ごみ、木材等、いろいろございますが、私どもからのほうでは、水域環境クリーンアップ事業というような事業を活用いた

しまして、クリーンアップ作戦を行ったり、もしくは漂流物を回収するための事業を行ったり、それから、水産多面的機能発揮対策事業ということで、地域の方々が海底清掃などをやられるときに御利用できるような事業などを取り組んでいるところでございます。

直接的に、意識醸成のためということで大きな事業費は持ってはおりませんが、やはり漁業者の方々、海の恵みも受けて生活をされていることとっておりますので、しっかりとこういう事業なども活用しながら、意識醸成にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 よろしく申し上げます。

○松村秀逸副委員長 その件で1ついいですか。済みません。これは御報告と聞いていただければと思います。

マイクロプラスチック等の海の環境保全について、北部中学校で子供たちが今全国の指定を受けてタブレットの勉強をしています。それで、調査をしたものの発表会がございました。そのとき、私たまたま行って、残念ながら保護者はほとんど来ていらっしやいませんでしたが、報道関係にも連絡したけれども、どこも来ていらっしやらなかったものですから、できればああいうものを広く広報していただくと、子供たちが真剣にそれを発表されて、本当にすばらしい発表でございましたので、そういうのがあっているということだけちょっと御報告しときます。済みません。

○西岡勝成委員 広報が大事ですので、ぜひ。

○緒方勇二委員長 中村委員のお答え、何かありますか。

○渡邊農村計画課長 農村計画課でございます。

中村委員から、世界かんがい施設遺産に関する御質問、御発言をいただいたところでございます。

委員がおっしゃいましたとおり、白川かんがい用水群につきましては、県内3例目ということで、昨年8月に世界かんがい施設遺産に登録されたということでございます。この登録を契機に、もう既に白川流域かんがい用水群をどのように生かして地域振興しているかという協議会が地元でつくられているところでございます。

県も、その協議会に参加をさせていただいているところでございますが、これらの活動が、農業関係者だけでなく、委員おっしゃられたような商工関係者や観光関係者等々にも広がりながら醸成されていければなというふうに思っているところであります。

委員がおっしゃいました予算につきましては、本予算には関係予算は計上なされておられませんけれども、そのような活動を県としても地元の方々と一緒に進めながら、補助制度は、農林水産分野に限らず、広い分野を視野に入れながら、地元の方々と一緒に相談していければというふうに思っております。

以上でございます。

○中村亮彦委員 今おっしゃられたように、この用水群については、400年前に先人の知恵と汗とでつくっていただき、そして、その機能を今もまだ失わずに使われとるわけですね。それがやっぱり400年続いてきたということになりますと、それを守ってきた人たち、それを使っている人たち、大きな恵みがあるというふうに思うんです。ただ畑があって種をまけば作物ができるわけではないんだと。

あるいは、地下水の使い方、これも熊本市の地下水涵養にもしっかりと役立っていると

というようなことで、このようなことを学ぶ子供たち、そして、歴史、観光をめぐっていきたい大人たち、こういう人たちにぜひ広めていただくよう、イベントを通じてであったりとか、あるいはいろんな広報活動を通じてやっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情、要望等が3件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第6回農林水産常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長